

館林市子ども・子育て会議について

1. 趣旨

子ども・子育て支援法第 77 条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、「館林市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「館林市子ども・子育て会議」を設置しました。

2. 委員について

子ども・子育て支援に関し、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者などで構成しています。

3. 審議事項について

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項により

- ①市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- ②子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること
- ③特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関すること
- ④特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること

4. 今後のスケジュール（予定）

令和元年							令和2年		
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①		②		③		④	→	⑤	
						パブリックコメント			

○これまでの流れ

第1回（平成31年6月28日）

- ・第1期館林市子ども・子育て支援事業計画 平成30年度実績について
- ・館林市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告について

第2回（令和元年8月26日）

- ・第2期計画の基本理念について
- ・教育保育の量の見込みと確保方策について

第3回（令和元年10月17日）

- ・委嘱
- ・今後のスケジュール
- ・計画の基本的な考え方等
- ・教育保育の量の見込みと確保方策について

第4回（令和元年11月～12月）

- ・計画素案の検討
- ・教育保育の量の見込みと確保方策について

第5回（令和2年2月下旬）

- ・量の見込みと確保方策および計画の承認

※審議の進捗により会議の開催に変動があります。